

# 雪害対応産地再生緊急支援事業 実施要領の制定について

〔 27生産第2706号  
平成28年2月29日  
農林水産省生産局長通知 〕

この度、雪害対応産地再生緊急支援事業について、別紙のとおり雪害対応産地再生緊急支援事業実施要領が定められたので、御了知の上、本事業の実施につき、適切な指導を願いたい。

## 雪害対応産地再生緊急支援事業実施要領

### 第1 趣旨

平成27年度の冬季に発生した豪雪・低温の影響により、各地で甚大な被害がもたらされたところである。特に南九州を中心として露地栽培の作物に甚大な被害が生じており、農業経営に大きな影響を及ぼしている。

これらの早期復旧のためには、枯死した作物や被害果等（以下「残さ等」という。）の早急な撤去等により栽培環境を整えるとともに、次期作に向けた生産資材の早期調達を図る必要があるが、農作物被害により本年産の農産物の販売収入が激減する中で、損失を補填する共済制度の対象外となっている作物が多数を占めている等、農業者の経済状態の悪化への対応が課題となっている。

このため、産地活性化総合対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第10888号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第2のただし書による緊急対策として、被災した産地における営農再開の取組を加速するため、雪害対応産地再生緊急支援事業を実施するものとする。

### 第2 事業の取組等

#### 1 事業内容

平成27年度の冬季に発生した豪雪・低温による被害を受けた地域のほ場において、次期作に向けた栽培環境を早期に整えるとともに、早期の作物生産の再開を図るため、助成対象者が実施する以下の取組を支援するものとする。

- (1) 残さ等の撤去、整地、整枝等の栽培環境の整備
- (2) 作物生産の再開に向けた資材の共同購入（次期作用の資材又は栽培中の作物及び果樹の維持・回復のために必要な資材に限る。）

#### 2 事業実施期間

本事業の実施期間は平成28年2月29日から平成28年3月31日までとする。

#### 3 事業の成果目標

- (1) 成果目標は、被害ほ場における営農再開とする。
- (2) 成果目標の目標年度は平成29年度とする。

#### 4 事業実施主体等

##### (1) 事業実施主体

事業実施主体は、次に掲げる者であって、受益農家が5戸以上であるものとする。

ア 市町村

イ 農業者の組織する団体（事業実施及び会計手続を適正に行ない得る体制を有しており、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。）

## (2) 助成対象者

助成対象者は5の助成対象となるほ場において営農再開に向けた取組を実施する者とする。

## 5 事業の対象となる地域及びほ場

本事業の対象とする地域は、平成28年1月以降の豪雪・低温で被害を受け、大幅な収量減が見込まれる地域とし、対象とするほ場は、当該地域のうち、概ね30%以上の収入減が確実と見込まれると市町村が認めたほ場（施設園芸を除く。）とする。

## 6 留意事項

### (1) 農業者等の連携

本事業の実施にあたっては、迅速かつ効率的に事業を進めるため、地域の農業者等が連携し、取組を行うものとする。

### (2) 周辺環境への配慮及び適正な管理

本事業の取組にあたっては、地方自治体が本対策の適正な推進が図られるよう、適正に指導するとともに、事業実施主体が残さ等処理する場合は、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題、不法投棄等の防止に留意するものとする。

### (3) 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、本事業を取り組む産地において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成23年3月17日付け環産第110317001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」（平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知）等に基づき、園芸用使用済みプラスチック等の適正処理を推進するための組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

## 第3 助成

### 1 補助対象経費

補助対象経費は、本事業に直接要する別表の経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表の取組ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

#### (1) 残さ等の撤去、整地、整枝等の栽培環境の整備

被害ほ場内において、残さ等を処理するために必要となる経費、整地作業に必要な経費、整枝に必要な経費、除草に必要な経費等を対象とする。

#### (2) 作物生産の再開に向けた資材の共同購入

営農再開に必要な種苗、肥料等の農業生産資材の購入費を対象とする。

## 2 助成対象外の経費

次の取組は本事業の助成の対象としない。

- (1) 国の他の助成事業や支援を受け、又は受ける予定となっている取組
- (2) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (3) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額。）

## 3 補助率等

補助率等は別表のとおりとする。

## 第4 事業実施手続

### 1 事業実施計画の策定等

- (1) 事業実施主体は、別記様式第1号により、事業実施計画を作成し、所在する都道府県を所管する地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所を經由して農林水産省生産局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）に提出して、その承認を受けるものとする。
- (2) (1)の事業実施計画の重要な変更は次に掲げるものとする。また、その手続は、(1)に準じて行うものとする。
  - ア 事業の中止又は廃止
  - イ 事業実施主体の変更
  - ウ 事業費又は事業量の3割を超える変更

### 2 事業実施計画の承認

地方農政局長等は、この要領に掲げる事項等を満たす場合、事業実施主体から提出された事業実施計画書について、予算の範囲内で承認を行うものとする。

なお、別に定める公募要領による補助金交付候補者への選定をもって、公募要領に基づき提出された実施計画書を事業実施計画書として承認されたものとしてみなすことができるものとする。

## 第5 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度の7月末日までに、別記様式第2号により、事業の実施状況を地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 地方農政局長等は、1の実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断される場合等には、当該実施主体に対し、成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

## 第6 事業の評価

- 1 事業の評価については、要綱第7の手続を準用するものとし、要綱第7の1に基づく事業実施主体による評価及びその報告は、別記様式第3号により作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに行うものとする。
- 2 要綱第7の2に基づく地方農政局長等による評価は、要綱第7の1に規定する事業実施主体による実績評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて行うものとし、その結果、事業評価が適正になされていないと判断される場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。
- 3 地方農政局長等は要綱第7の1により提出を受けた事業評価の内容について、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催し、別記様式第4号によりその評価を行うものとする。

なお、検討会の開催にあたり、事業評価の内容を確認するとともに、必要に応じ事業実施主体から聴取りを行い、評価結果をとりまとめることとする。
- 4 地方農政局長等は生産局長等に対し、検討会開催後速やかに評価結果を報告するものとする。
- 5 地方農政局長等は、事業評価の結果について速やかに公表するものとする。

なお、公表は別記様式第4号により行うものとする。
- 6 目標年度において、成果目標が達成されていないと判断される場合、地方農政局長等は事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行なった1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別記様式第5号により提出させるものとする。
- 7 地方農政局長等は、6により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを生産局長等に報告するものとする。
- 8 地方農政局長等は、6による取組終了後、事業実施主体に対し、再度事業評価を提出させるものとする。

## 第7 その他

- 1 平成28年1月以降の豪雪・低温の被害を受けて取組を実施した又は実施することが証明できる場合に限り、本事業の支援対象とする。
- 2 本要領が定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、生産局長等が別に定めるものとする。

## 附 則

この通知は、平成28年2月29日から施行し、平成28年1月17日以後の助成対象者が自らの経営のために行う取組について適用する。

別表

取組ごとの補助率等は以下のとおりとする。

取組	作物	補助率	要件等
残さ等の撤去、整地、整枝等の栽培環境の整備	果樹	定額 (10,000円/10a)	被害果の撤去、整枝、除草等により、次年度の生産が良好に実施できる栽培環境を整備すること
	露地野菜（ばれいしょを除く。）・花き ・苗木	定額 (11,000円/10a)	作物残さの適切な撤去、整地、除草等により、次期作に向け、良好な栽培環境を整備すること
	ばれいしょ	定額 (10,000円/10a)	作物残さの適切な撤去、整地、除草等により、次期作に向け、良好な栽培環境を整備すること
作物生産の再開に向けた資材の共同購入	果樹	9/20以内	樹勢回復及び病害防除に必要な資材の購入費用に限る
	露地野菜（ばれいしょを除く。）・花き ・苗木	1/2以内	単年作物については、今作の生産回復に向けた資材の購入費用又は次期作の栽培開始時に必要な資材の購入費用いずれかに限る  永年性作物については、樹勢回復及び病害防除に必要な資材に限る
	ばれいしょ	1/2以内	今作の生育回復に向けた資材の購入費用に限る
		9/20以内	次期作の栽培開始時に必要な資材の購入費用に限る